

決 議 (案)

政治倫理の向上に向けた宣言

県議会は県民の信頼の上に成り立つものであり、県民の負託を受けた議員は高い倫理観と使命感を持ち、公的にも私的にも自らを厳しく律し行動しなければならない。

しかしながら、この度、本県議会議員による長年にわたる政務活動費の不正受給が明らかになった。これは、県民の信頼を損なう行為であり、決して許されるものではない。

このことを受け、我々山形県議会議員一人ひとり、改めて公選職としての自覚と矜持を持ち、更に政治倫理の向上に努め、常に真摯に県民の負託と信頼に応え、全力で職務を遂行することにより、県政発展に尽くすことを固く誓うものである。

以上、決議する。

令和 年 月 日

山 形 県 議 会

以上、発議する。

令和4年3月16日

提 出 者 山形県議会議会運営委員長 島 津 良 平